

天理市公告第7号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）  
第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定  
により下記のとおり公表する。

平成31年2月12日

天理市長 並 河



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
南檜垣
  
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成31年2月8日
  
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の  
状況  
○経営体数  
法人           1 経営体  
個人           1 経営体
  
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
  
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理機構を通して南檜垣営農組合に貸付をし、公的な  
手続きを進める。

6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）

○取組事項

複合化、6次産業化、高付加価値化

○コメント

南檜垣営農組合を中心として、麦、大豆、米（減農薬でのブランド米）、味噌加工（6次産業化）、その他野菜、景観形成作物（コスモス等）の生産を行い新たな販路形成に取り組む。

また、今後、遊休農地化する恐れのある農地を農地中間管理機構を通して預かっていき、中心となって農地を守って行くとともに、将来地域の農業を担っていく農業者を育成する。